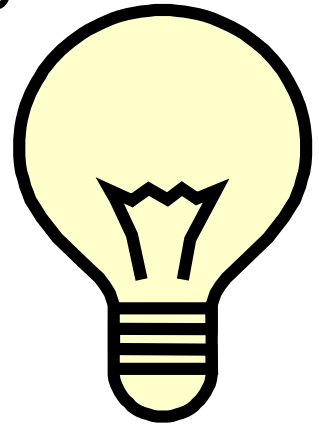


別海町ふるさと交流館再整備に係る基本計画・ 基本設計(案)のパブリックコメントを実施します。 ～みなさまの御意見をお聞かせください～

別海町ふるさと交流館再整備に係る基本計画・基本設計(原案)のパブリックコメント(町民意見の公募)」とは
最終的な再整備の実施設計を決定する前に、基本的な計画・設計を公表し、広く町民のみなさまに意見を求める手続きです。



再整備基本計画・基本設計(原案)の【目的・概要】は？

別海町には、魅力的な観光資源がたくさんありますが、観光客が長い時間滞在するには至っていないという課題があります。特に観光による経済効果を高めるためには、観光客の誘致や滞在時間の拡大に繋がる「関心を引く特色ある観光施策」や「滞在時間を増やす新たな拠点づくり」を推進していくことが必要になっています。

今回、これらの課題を解決する一つの方策として、また町民の皆様の生活の質向上に取り組むべく、別海町ふるさと交流館の再整備基本計画・基本設計(案)を作成しました。

本計画・基本設計がより良いものになるよう、みなさまからの御意見を募集します。

【公表資料】

- ・ 別海町ふるさと交流館再整備基本計画・基本設計(案)
- ・ 別海町ふるさと交流館再整備基本計画・基本設計(案)付帯資料

【資料閲覧場所】

- ・ 別海町役場ホームページ
- ・ 下記の場所での閲覧できます。
 - ア 別海町役場 1 階 産業振興部カウンター(商工観光課観光・交流担当 0153-74-9254)
 - イ 別海町役場 1 階 町民ロビー
 - ウ 別海町役場西春別支所 (0153-77-2131)
 - エ 別海町役場尾岱沼支所 (0153-86-2166)

ア・イ・ウの閲覧時間：土曜、日曜、祝祭日を除く午前8時45分から午後5時30分まで

- オ 別海町役場上春別連絡事務所 (0153-75-6011)
- カ 別海町役場上風連連絡事務所 (0153-75-7326)

エ・オの閲覧時間：土曜、日曜、祝祭日を除く午前9時00分から午後3時00分まで

キ 別海町生涯学習センター (0153-75-2146)

ク 別海町西公民館 (0153-77-2250)

ケ 別海町東公民館 (0153-86-2266)

キの閲覧時間：午前9時00分から午後10時00分まで

ク・ケの閲覧時間：月曜を除く午前9時00分から午後10時00分まで

コ 別海町図書館 (0153-75-2266)

コの閲覧時間：火曜から土曜の午前10時00分から午後6時00分まで

(ただし、祝日、毎月最終木曜を除く)

日曜の午前10時00分から午後4時00分まで

サ 別海町町民体育館 (0153-75-2882)

サの閲覧時間：火曜から土曜の午前9時00分から午後10時00分まで

日曜、祝祭日の午前9時00分から午後5時00分まで

シ 別海町交流館ぷらと (0153-75-3663)

シの閲覧時間：火曜から土曜の午前7時00分から午後10時00分まで

ス 別海町ふるさと交流館 (0153-75-0711)

スの閲覧時間：火曜から日曜の午前11時00分から午後9時00分まで

(ただし、月曜日が祝日だった場合の翌日を除く)

【意見募集期間】

令和8年8月5日(水)から令和8年9月5日(土)まで

【意見を提出できる方】

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 町内の学校に在学する方
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度に係る事案に利害関係を有する方

【意見の提出方法】

「意見提出様式」へ記入のうえ、郵便、電子メール、FAX、持参にて下記「お問合せ先」までご提出ください。また、インターネットを活用して左記のフォームからも意見提出することができます。

※意見等の提出については、記録に残す必要があることから、

電話や口頭による意見等には対応できません。また、意見

を提出する際に、住所、氏名及び連絡先の明記を受付条件

とするのは、意見内容の確認を行う必要が生じた際に連絡を取れるようにするためです。

なお、意見の公表時は、提出者の氏名等は公表しません。



←意見提出用フォーム
リンクです。
URL: <https://logoform.jp/f/oz8LI>

【公表予定時期】

令和8年10月頃 別海町ホームページ内にて公表を予定。

※実施機関は、提出された意見を十分に考慮し、政策等の案について最終的に意思決定を行います。

※パブリックコメント手続は、町における情報収集手段の多様化を目的とするものであり、住民投票に類似する制度ではありませんので、単に賛否の結論を示しただけの意見や政策等の案の内容と直接関係のない意見等については、町の考え方を公表しない場合があります。

※公表する内容に不適切な情報が含まれていると判断される場合にあっては、その全部又は一部を公表しないこととします。

※提出された意見等について、類似の意見が多数あった場合は、まとめて公表することがあります。

【施策等の案についてのお問合せ先（意見の提出先）】

住 所： 〒085-0205 別海町別海常盤町280番地 別海町役場 商工観光課観光・交流担当

電 話： 0153-74-9254

FAX： 0153-75-2497

メール： syoukou(a)betsukai.jp ※(a)は、@に変更して入力してください。

インターネットを用いた意見提出フォーム